

第1章 生活保護ってなに？

PETIT SEIKATSU HOGO NO SUSUME



01

国民に知らされていまいセーフティネット

保護の要件さえ満たせば、理由を問わず無差別平等に、誰でも生活保護は受けられる！

生活保護：「言葉は聞いたことがあるけど、実際にどういった制度なのかはよく知らない」そういう人がほとんどでしょう。

「極貧」「クーラーやテレビも持てない」「親族がいると受けられない」「病気じゃないと受けられない」「六五歳以上じゃないと受けられない」「母子家庭じゃないと受けられない」

「一人暮らしだと受けられない」「年金を貰っているから受けられない」「働いているから受けられない」「持ち家を売らないと受けられない」「車を持っていると受けられない」

このような悪いイメージや厳しい受給制限の否定的な噂や誤解ばかりが先行して、意外なほどその実体は知られていません。

それゆえ本当は生活保護が必要な状態なのに保護を受けていない、あるいは生活保護システムの存在そのものすら知らない人も多く、現在の受給者は一六二万人（二〇〇九年一月）です。一説には最低生活費（一人世帯で月収十二万円以下程度）を下回る五〇〇万人から七〇〇万人のワーキングプアや、年金だけでは暮らせない生活困窮者の約二割しか保護を受けていないといわれています。

では、なぜ正しい情報が行き渡らないのでしょうか？

そこがこの制度の大きな矛盾でもあるのですが、「百年に一度」といわれるこの不景気なご時世、要保護者を全員保護したら、国の財政はあつという間に破綻してしまいます。悪いイメージが保護申請の大きな抑止力になっているため、あえて国も積極的に広報をしないのです。この政府の姿勢は、予算云々以前の大問題です。国民に対する裏切りという感情論とは別に、「憲法無視」状態を政府自ら作り出しているからです。生活保護をひとことと言うと

国が、生活に困窮するすべての国民に対し「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、自立を助けてくれる制度です（憲法二五条）。

しかも、保護の要件（あらゆる努力をしても、最低限度の生活を維持できない）を満たす人であれば、その理由をとわず無差別平等に受けることができる（生活保護法第二条）、最終手段にして最強のセーフティネットなのです。



「最後のセーフティネット」にこそ優先予算が必要。 なぜ自国民救済を「水際作戦」で足切りするのか？

2008年の米国発の国際金融危機では、外国の得体の知れない多国籍金融企業を救済するために、日本政府は数週間で8兆円規模の資金供与を米政府にしたといわれました。

予算がなくて申請の足切りをしているといわれる生活保護予算が年間2.5兆円。貿易黒字で増え続け、売ることもできない米国債の市中残高は約65兆円(なんと26年分の保護費にあたる)。何かおかしくないでしょうか？

高齢加算、母子加算まで予算削減された生活保護費(2.5兆円)は、政府系予算323兆円(一般会計83兆円、地方歳出65兆円、特別会計の重複計上を除いた純計分175兆円の2007年度合計)の、わずか0.8%分です。補足率からいえば、政府は、予算削減どころか、今の五倍の予算と人員を用意すべきなのです。

COLUMN

ホームレスは、モバイル型自営業か？

国民的に注目を集めた派遣村運動では、ホームレス(野宿生活者)のケアも目立ちました。公園に居住しているイメージから、世間的にはぶらぶらしている印象が強いが、実は、彼らの6割近くが仕事をしているという調査報告があるのです。代表的な事業は「リサイクル、廃品回収」「古書の回収販売」「広告宣伝キャンペーン(呼び込み、看板屋)」など。

あるデジタル系ベンチャーから上場企業となった某社の社長は、公園に野宿しながら経費を節約して、モバイルパソコン一台で名刺製作から企業のサイト立ち上げなどの受注を拡大し、ビジネスモデルを構想していたという有名な逸話があります。

車中生活や路上からスタートし、起業した事例は意外と多いのです。彼らを「ストリートベンチャー」としてとらえ、貧困ビジネス投資でノーベル賞を受賞したグラミン銀行のように、公的な投資をしていくというシステムがあってもいいのではないでしょうか。

これは、ちよつとすごいことだと思いませんか？
例えば、

「国民年金をかけていなかったため、高齢になって働けなくなったが、まったく収入がない。貯金もない」

「ギャンブルで破産した上、アルコール中毒で身体を壊したが、健康保険も払っていないので病院にもいけない」

こういう、ある意味自業自得とも言える困窮でも、最低限度の生活を維持できなければ、誰でも原因を問わず、無差別平等に国家責任で救済してくれるというのですから。

02

「生活保護世帯は極貧」というのは、大きな誤解

日本の平均的世帯が受給した場合の最低生活費・月額約二七万円！
年収四四〇万円世帯と同レベル。しかも税金・医療費・国民年金・NHKまでタダ！

「もし世帯主であるお父さんが働けなくなったらどうしよう？」

「大丈夫、ちゃんと保険にはいつてるから」

こんな会話は、どこ家庭でも一度はされていると思います。しかし、保険⇨安心と本当に言い切れるのでしょうか？

一般の家庭で掛けられている保険は、そのほとんどが生命保険や傷害保険、医療保険などです。これらは、契約者が死亡した時や傷病で入院した時に、生命保険金や入院代、医療費などが支払われる契約になっています。「働けない」間の生活費を補填する保障はついていません。

社会保険に加入している場合は、生活費の保障として「傷病手当金」が給与の三分の二相当額が支給されますが、その支給期間は最長一年六ヶ月間と決められています。国民健康保険では、傷病の際の保障は一切ありません。

国民年金の加入者は、障害等級二級以上（厚生年金は三級以上）の「障害者」に認定されれば障害年金が受け取れます。しかし、その月額が国民年金のみの場合で障害一級・八万二五〇〇円、障害二級・月額六万六〇〇〇円です（十八歳以下の子供がいる場合には子どもの人数に

より加算があります）。单身ならなんとかなるでしょうが、家族を養っていくのはかなり厳しい金額です。

資産家ならともかく、一般の勤労家庭の貯蓄など、世帯主の収入が途絶えればすぐに底をついてしまうでしょう。もし医療保険をかけていても、入院が長引けば給付限度日数をこえてしまい、その後は医療費の負担が重くのしかかかってきます。妻が働きに出るとしても、夫の看病や子育てをしながら、家族を養っていくだけの収入を得るのは、なかなか難しいのではないのでしょうか。特に、特別な資格や技能のない四〇歳以上の女性の正規雇用は、求人自体が極端に少ないのが現実です。

世帯主である夫が病に倒れ収入が途絶え、妻が働いてもわずかしが稼げない。資産もなく、親の援助も期待できない…。

これは特別な例ではなく、どの家庭にも起こり得る危機だといえます。

そんな時「生活保護」を利用するとしたら、一体いくらくらいもらえるのでしょうか？

「日本の平均的な世帯」（データ／総務省統計局統計）が生活保護を利用した場合の受給金額をみてみましょう。

日本の平均的世帯の世帯主が働けなくなり 生活保護を受給した場合

(世帯収入は妻のパート月額95,450円のみ、他に貯金も頼れる親族もない場合)



この世帯の生活保護で保障される最低生活費は

270,885円
(生活費201,085円+家賃69,800円)

妻のパート収入があるため、実際支給される金額は

198,005円

妻の勤労収入の控除額を加えた1ヶ月の生活費は

293,455円

一類	父 38,180円 母 38,180円 子 (1.5人) 63,120円	139,480円	最低生活費 270,885円	A 最低生活費 に満たない 部分 198,005円	支給額=A 198,005円
二類	3.5人家族	54,225円			
住宅扶助	家賃	69,800円			
教育扶助 (中学生1.5人)	基礎額6,270円 教材費1,110円	7,380円	72,880円 (収入充当分)	妻 勤労収入 95,450円	B 22,570円 (基礎控除)

日本の平均的世帯が生活保護を受給する一例

生活保護費の計算上必要なので、世帯モデルの具体的な年令や世帯構成を下のように設定します。

夫(47歳)、妻(44歳)、子(15歳) × 1.5人
東京都23区在住
妻のパート収入 月額95,450円
家賃69,800円

(東京都住宅扶助の特別基準上限で計算)



夫47歳
月収433,300円
年収5,199,600円

妻44歳
パート月収
95,450円

子15歳
中学生1.5人



日本の平均世帯の家計モデル (総務省統計局/平成19年度データより)

勤労者(サラリーマン)世帯

構成人員3.45人 有業人員1.66人

世帯主の年令47.4歳

1か月の平均収入(実収入) 528,760円 年収6,345,140円

(うち世帯主の収入 / 433,300円・世帯主以外の収入 / 95,450円)

手取り収入(可処分所得) 442,590円

食料や住居費などの生活費(消費支出) 323,460円

(うち住居費 20,200円、医療費11,700円)

残り139,000円が、預貯金や生命保険の掛け金や、住宅ローンなどの借金の返済に充てられている。

生活保護を受けた時の、税・公共料金などの減免例（東京都の場合）

種類	その内容	受付機関
地方税	固定資産税・都市計画税の減免	都税事務所
	特別区民税・都民税の非課税	市区町村税務課
	特別区軽自動車税の減免	
年金	国民年金保険料の免除	国民年金課
	心身障害者扶養年金掛金の減免	障害者福祉課
住宅	都営住宅公益費の免除	住宅局管理部
	都営住宅入居保証金の減免または徴収猶予	
水道	基本料金の免除	水道局（支所・営業所）
下水道	基本料金の免除	下水道局（管理事務所）
	水洗便所設備助成金の交付	
放送	放送受信料の免除	NHK
交通	都営交通無料乗車券の交付	福祉事務所
	JR通勤定期券の割引	
清掃	ごみ容器の無料貸与	清掃事務所
	廃棄物処理手数料の免除	
衛生	保健所使用料・手数料の減免	保健所
教育	都立高等学校・専門高等の授業料の免除	学校

※自治体によって減免の内容は変わりますので、詳しくは居住地を管轄している福祉事務所にお問い合わせください。

このように、日本の平均的な世帯（東京二三区在住）が生活保護を受けた時、この世帯の最低生活費は二七万八八五円、実際に支給される額は一九万八〇〇五円、妻のパート収入の控除分を合わせたこの世帯の一月の生活費は二九万二四五五円です。

この収入は手取りですので、**社会保険料や税金などを引く前の、一般の所得（税込年収）に換算すると、年収にして約四四〇万円の世帯とほぼ同レベルの生活ということになります。**

しかも、医療費・介護保険料・子供の義務教育に関わる費用などは、医療扶助・教育扶助として支払われますので、自己負担はありません。国民年金・一部を除いた税金・NHKの受信料・水道料金・などの公共料金の支払いも減免されます（左表参照）。

このように見ていくと**生活保護＝極貧というイメージは大きな誤解で、その実態は、「贅沢はできないかもしれないが、十分健康で文化的な生活ができる水準」**だといえるのではないのでしょうか。

なお、この世帯モデルは居住地を東京都として試算しています。実際の受給額は、住んでいる地域によって大きく変わってきます。受給額の地域差については、二四ページをご参照ください。

年収440万円の世帯の手取り金額（概算）

月収（額面）	366,600円
健康保険料	17,200円
厚生年金保険料	31,200円
源泉徴収税額（2.5人扶養）	7,900円
月収（手取）	310,300円
医療費（平均）	11,700円
医療費を引いた手取月収	298,600円

※生活保護世帯は、医療費の自己負担なし

日本人勤労者1世帯の1か月平均の収支はどうなっているの？ 実収入は53万円(年収634万円)、生活費は32万3千円

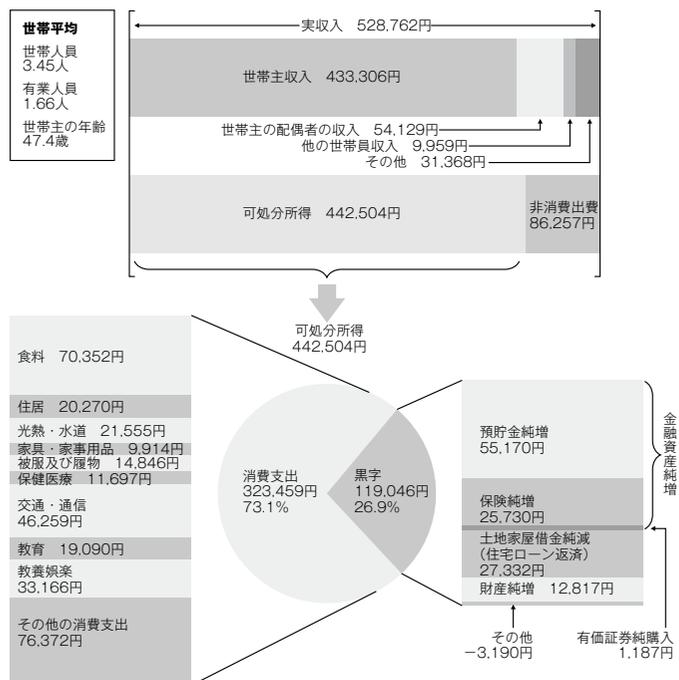
平成19年の勤労者世帯(いわゆるサラリーマン世帯)の1か月の平均収入(実収入)は、1世帯当たり53万円、このうち世帯主の収入は43万3千円で、実収入の81.9%を占めています。

また、実収入から税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出(非消費支出)を除いた、いわゆる手取り収入(可処分所得)は44万3千円です。

手取り収入のうちの32万3千円が、食料や住居費などの生活費(消費支出)に使われ、その残り(黒字)の11万9千円が、預貯金や生命保険の掛け金のほか住宅ローンなどの借金の返済に充てられています。

家計収支の状況

(2人以上の世帯のうち勤労者世帯/平成19年平均1世帯あたり1ヶ月間の収入と支出)



※「1世帯当たり1か月間の収入」とは、ボーナス等も含めた年間の収入を12か月で割った1か月当たりの平均値です。
総務省統計局 平成19年度「家計簿から見たファミリーライフ」より
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/family/4-1.htm>



地域による最低生活費の違い

モデル世帯

夫(47歳)、妻(44歳)、子(15歳) × 1.5人

生活費 (1類+2類)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1
	193,705円	184,990円	176,260円	167,565円	158,850円
教育扶助	全国共通 7,360円				



家賃

	家賃の上限(参考)			
		1人	2~6人	7人~
1級地-1	東京都23区	53,700円	69,800円	83,800円
	大阪府大阪市	42,000円	55,000円	66,000円
1級地-2	北海道札幌市	36,000円	46,000円	56,000円
	福岡県北九州市	31,500円	40,900円	49,000円
2級地-1	栃木県宇都宮市	38,100円	49,500円	59,400円
	石川県金沢市	34,000円	44,000円	53,000円
2級地-2	茨城県日立市	35,400円	46,000円	55,000円
	新潟県長岡市	31,800円	41,000円	49,700円
3級地-1	千葉県銚子市	37,200円	48,400円	58,100円
	静岡県富士宮市	37,200円	48,300円	58,000円

※これはあくまでも家賃の一例です。お住まいの居住地が何級地に該当するかは、居住地を管轄する福祉事務所にお問い合わせください。
※平成20年度住宅扶助特別基準額より

03

生活保護費は国民年金の二倍以上!?

この衝撃の事実を国民が知ったら、国民年金制度は崩壊するかもしれません

高齢者が生活保護を受ける場合、生活保護費はいくらくらい支給されるのでしょうか？

一人暮らし（七二才男性、東京二三区在住） Aさんの支給例をみてみましょう。

Aさん（七十二歳）は長年飲食店を経営していましたが、不景気で赤字続きになったため四年前に廃業、息子夫婦と同居しました。

しかし嫁との折り合いが悪く、三年前に家賃五万二〇〇〇円のアパートで一人暮らしをはじめました。高齢のため新たな仕事が見つからず、家賃の支払いと生活費でわずかな貯えも底をつき、もう生活ができない状況です。

息子は別居後リストラにあい現在無職で援助をする余裕がなく、子供が生まれたことから再び同居するのも難しいと言っています。

Aさんの最低生活費を計算すると、次頁の表一のようになります。

生活保護費／月額十二万七千七百七十円

一方、国民年金は、満額支給額でも月額約六万六〇〇〇円です。

表1 Aさんの最低生活費

一類	32,340円	最低生活費 127,770円
二類	1人 43,430円	
住宅扶助	家賃 52,000円	

表2 国民年金満額受給の場合の最低生活費と支給額

最低生活費 127,770円	支給額 61,770円
	年金収入 計 66,000円



二〇歳から六〇歳まで国民年金に加入し、四〇年間の保険料をすべて納めた人の受け取る年金の月額よりも、全く年金をかけておらず年金受給資格のない人が生活保護で受け取る月額の方が、二倍近く多いのです。

では、もしAさんが年金を満額受け取っていて、それでも生活が成り立たず生活保護を受け

た場合、支給額はいくらでしょうか？その場合は、最低生活費から年金収入分を引いた差額、六万一千七百円が生活保護費として支給されます。

六十五歳以上の高齢者は、一般に稼働能力（働くこと）は問われません。

つまり、**国民年金のみの収入で生活している単身高齢者は、他の要件（資産がなく親族の援助も得られない）さえ満たしていれば、ほぼ全員が生活保護の受給資格があるといえるのです。**

そして、生活保護を受けた場合は、年金を満額受給できる人も、全く無年金の人も、最低生活費は同じです。この事実をどう思われるかは各人の判断にお任せしますが、これが国の定めた、生活保護と国民年金の受給金額の実態です。

本書の初版は二〇〇三年夏に刊行され、その後の国会での「年金制度危機議論」においても、与野党議員やマスコミから、取材や問い合わせが相次ぎました。

他の要件さえ満たせば**無年金者でも年金の二倍の生活費が受給できるという事実は、「年金格差」や財政破綻とは次元の異なる国民のセーフティネットの制度矛盾であり「制度の一元化」を政府が求められていくことになるでしょう。**

たとえば、**年金未納率の高い若者世代、非正規労働者、自営業者、フリー、ニート層には、給与格差以外にも、ボーナス、雇用保険、退職金、年金、政府・企業による社会福祉補助（有給休暇、住宅手当、他）などが極端に弱く、生涯年収は公務員、大企業労組正社員の三割以下ともいわれます。**すでに三〇〇〇万人規模の彼らが、年金制度を捨て、生活保護を頼りにするのは、時間の問題かもしれません。

04

若い人でも、健康な人でも受けられるプチ生活保護

自分の力では、どうしてもこの困窮を抜け出せない…。
政府が自立をサポートする、誰でも利用できる国民の権利

生活保護は高齢者や障害者、母子家庭など、特定の人だけに適用されるものではありません。「無差別平等」を謳っている法の精神を遵守すれば、基本的には、「あらゆる努力をしても国が定める最低生活水準以下の生活しかできていない」人なら、誰でも受給することができる国が定めた特筆すべき制度です。

若い人でも、健康な人でも「あらゆる努力をしても、どうしても最低生活水準以下の生活しか営めない」やむをえない事情があれば、国民の権利（憲法二五条）として生活保護を受給できます。

例えば、現在無職で、必死に就職活動をし、あらゆる応募をしても不採用で仕事が見つからないような場合は、健康な若い人でも、就業できるまでの間、生活保護を受けられます。

もし生活保護が適用されれば、最低限の生活を保障された上で、就職活動を継続し、自立を目指すことができるのです。その場合は、なんと、就職活動のための交通費なども必要経費として認められます（自営業や副業の場合、条件が異なるので別に解説します）。

しかし、**制度の理念と実施の実態には、よく知られるように食い違いが多いようです。**若い

健康な無職の人が「ちょっとだけ生活保護を受けたい」と思っても、**実際は福祉事務所の窓口で「本気でさがしているのか？」「より好みをしているのでは？」と、稼働能力について問われ、なかなか保護申請をさせてくれないかもしれないかもしれません。**そういう時は、最大限の努力をしている証拠（ハローワークなどでの求職の活動記録や面接の記録ノートなど）をみせながら、粘り強く交渉してみてください。

生活保護は「申請主義」であり、困窮してしまった理由を問わず適用され、窓口は申請を拒絶することができません。

余談ですが、何度面接を受けても就職もアルバイトも決まらず、生活保護を受けたいと福祉事務所に相談に行っても若いからと相手にしてもらえず、将来への不安と焦燥感から眠ることも食べることもできなくなり病院を受診したら、「重度のうつ病で就労不可」と診断されて、即生活保護が決まった、という例もあります。

もし「体調が悪く思うように就職活動が



進まない」という場合は、思わぬ病気に罹患している可能性もありますので、まず病院に行き検診を受けてみてはいかがでしょうか。

保険証がない人や病院にかかるお金もない人は、福祉事務所で「検診命令」を受け、無料で検診を受けることもできますので、相談してみてください。

また「就職したが、きつくて継続できない」「疲労やストレスで起きられない」という場合も、病気云々以前に、**過酷な労働環境で、「法律無視のまともではない労働条件であった」ということが正社員、非正規雇用に限らず多いようです。**

地球レベルで拡がり、悪化していくだけの**貧富の格差は「個人が努力して解決できる次元を超えた社会構造的問題」**です。ワーキングプアに対する世間の理解は、加熟した派遣村報道でもみられたように、この数年でかなり進みました。

体を壊して仕事ができなくなった人で、退社後に失業保険や労災、健康保険の傷病手当金、障害年金でケアされないときには、ためらわず制度利用の相談をするべきでしょう。

基礎控除額表(月額1級地の例)

(平成20年4月現在)

収入金額区分	1級地	
	1人目	2人以降
0~8,000	0~8,000	0~8,000
8,001~8,399	8,001~8,399	8,000
8,340~11,999	8,340	8,000
12,000~15,999	9,030	8,000
16,000~19,999	9,720	8,260
20,000~23,999	10,410	8,850
24,000~27,999	11,100	9,440
28,000~31,999	11,780	10,010
32,000~35,999	12,470	10,600
36,000~39,999	13,160	11,190
40,000~43,999	13,850	11,770
44,000~47,999	14,540	12,360
48,000~51,999	15,220	12,940
52,000~55,999	15,910	13,520
56,000~59,999	16,600	14,110
60,000~63,999	17,290	14,700
64,000~67,999	17,980	15,280
68,000~71,999	18,660	15,860
72,000~75,999	19,350	16,450
76,000~79,999	20,040	17,030
80,000~83,999	20,730	17,620
84,000~87,999	21,420	18,210
88,000~91,999	22,100	18,790
92,000~95,999	22,770	19,380
96,000~99,999	22,940	19,500
100,000~103,999	23,220	19,740
104,000~107,999	23,510	19,980
108,000~111,999	23,800	20,230
112,000~115,999	24,080	20,470
116,000~119,999	24,370	20,710

収入金額区分	1級地	
	1人目	2人以降
120,000~123,999	24,660	20,960
124,000~127,999	24,940	21,220
128,000~131,999	25,230	21,450
132,000~135,999	25,520	21,690
136,000~139,999	25,800	21,930
140,000~143,999	26,090	22,180
144,000~147,999	26,370	22,410
148,000~151,999	26,650	22,660
152,000~155,999	26,950	22,910
156,000~159,999	27,280	23,190
160,000~163,999	27,550	23,420
164,000~167,999	27,890	23,710
168,000~171,999	28,090	23,880
172,000~175,999	28,380	24,120
176,000~179,999	28,750	24,440
180,000~183,999	28,950	24,610
184,000~187,999	29,240	24,850
188,000~191,999	29,530	25,100
192,000~195,999	29,810	25,340
196,000~199,999	30,240	25,700
200,000~203,999	30,380	25,820
204,000~207,999	30,670	26,070
208,000~211,999	31,000	26,350
212,000~215,999	31,240	26,550
216,000~219,999	31,530	26,800
220,000~223,999	31,820	27,050
224,000~227,999	32,100	27,290
228,000~231,999	32,390	27,530
232,000~235,999	32,680	27,780
236,000~239,999	32,960	28,020
240,000~	33,190	28,210

※1級地とは、東京都の23区や全国の県庁所在地のような都市部のことです。居住地により控除額も変動します。

※他にも「新規就労控除」(6ヶ月間、10,400円)、「未成年者控除」(11,600円)などがあります。

生活保護のしくみを理解するためのわかりやすい例えとして、「空のピアジョッキ」=最低生活費だと考えてみてください。ジョッキのサイズは、世帯構成などで、それぞれ大きさが違います。

1ヶ月生活するためにはジョッキ1杯分のビールが必要であり、働いたり、年金をもらったり、援助してもらったりして、自力でビールを注ぎます。ジョッキから溢れた人には、保護はありません。

どうしても自力ではピアジョッキを満たせない場合は、国が「生活保護」として足りない部分を継ぎ足してくれます。働いていない人には、泡が立たないように。働いた人には泡が立つように注がれます。

働いた人は、働いたご褒美として、ジョッキの口から盛り上がる「泡」部分が、働いていない人より多くなるのです。



05

生活保護は足りない部分を保障する制度

「収入分だけ支給が引かれる」のではなく、「足りない分だけ補ってもらえる」

生活保護というのは「国で定める最低生活費を下回る場合に、足りない部分について保障する」制度です。仕事の給与、年金、各種福祉手当、仕送りなどの全ての収入を合計して、それでも最低生活費に満たない場合に、その足りない部分がお金(保護費)として支給されます。

よく「生活保護を受ければ働かなくてすむ」または「働いていない人だけが生活保護を貰える」と誤解している人がいるようですが、まったく逆で「生活保護を受けているからこそ、早く自立できるように働かなければいけない、それまでの間、最低生活を営むのに足りない分だけが補われる」ものなのです。なお、生活保護受給中は、収入があつた場合は、勤労収入もそれ以外の収入(年金や仕送り、アルバイトなど)も、全て申告しなくてはなりません。

「働いてもその分が保護費から引かれ、結局同じ額しか受け取れないのなら、いっそ働かない方がトク」という人もいますが、働いて得た収入は全てが保護費から引かれるわけではなく、就労にかかった経費(交通費や社会保険費、仕事上使う消耗品など)は収入から除外されますし、収入も一部は控除され、その分上乘せされることになっています。

06

「恥」の文化が申請と予算を抑え込んでいる

生活保護は誰にでもおこりうる経済的ピンチを乗り越え、自立を目指すための制度

日本の生活保護補足率が低いのは、日本特有の福祉を受けることを「恥」と思う文化が、生活保護の申請をためらわせていたため、とも言われています。

詳しくは次章以降をお読みいただきたいのですが、生活保護を申請すると、今までの生活暦や、預貯金の残高、現在の手持ち金までが調査されます(ミーンズテスト)。また、親兄弟などの扶養義務者にも、扶養できないかどうかの調査がされます。そのような恥をさらすくらいなら死んだほうがまし！そう思っただけで申請を諦める人も多いのです。

制度の公平性を保つためにはやむを得ないという側面もありますが、心理的ハードルを設けることで、生活保護受給者の増加を抑制したいという施行側の意図も否定できません。

イギリスでも、以前は同じような心理的な問題から、退職年金受給者のうち、国民扶助法(日本の生活保護法に該当)受給該当者の十三%しか扶助を受給していませんでした。

しかし、調査の結果、劣等感を抱かせることが原因の一つと判明すると、一九六六年に法律を改正し、退職年金受給者は収入などを記入する所定の用紙を投函するだけで済むように申請方式を簡素化し、補足率を七五%以上に高めました。施行側から積極的に、国民が心理的に「利用しやすい」制度に改善したわけで、先進国中最低の補足率二〇%前後で、あえて国民が心理

的に「利用しにくい」制度に傾斜している日本の現状とは対照的といえます。

また、ドイツでは、老人ホーム入居者の八割が生活保護を受けています。資産調査はありますが、日本のように全ての資産を使い果たさないと申請できないというような厳しいものではなく、日本の介護保険的な扱いで、一般的な水準の資産を保ったまま受給できるようです。受けやすい制度であるために、生活保護に甘えて勤労意欲を失う人もでてくるという弊害もある一方で、敗者復活のためのチャンスと捉えて受給中に積極的に活動し、短期で保護を脱却できる人も多いようです。大成功を収めた有名人も多くいます(生活保護を受けていたという過去も、成功談の明暗を強める為に、むしろ積極的に語られている感があります)。

生活保護を「そこまで落ちたくない」と否定的に捉える人もいますが、そもそも、その考え方が、誤解に基づいています。もともと生活保護という制度は、「一度受給したらずっと受け続けられる」という性質のものではなく、「この制度を利用して誰にでもおこりうる経済的ピンチを乗り越え、自立を目指すためのものなのです」。

経済的に困った時に、お金のことで福祉事務所に相談していくのは気が重いものです。申請を抑え込みたい担当者の中には、その心理を突いて「恥辱的攻撃」(ステイグマ問題)を、露骨にしてくる人もいます。マスコミでも議論になった北九州市の「おにぎりが食べたい」という日記を残して孤独死した「保護辞退届」事件(二〇〇七年)は、そのシンボルといえるかもしれません。

しかし、「生活保護」は国民の権利。本当に困った時にはありがたく利用させてもらうべきです。政府の財政状況や独特の行政習慣は、国民にとって無関係です。「国民の生存」のために国家を運営できないならば、そのような「不健全な制度運営」しかできない政府こそ、リセットされるべきでしょう。予算がなければ、政府系列の無駄な組織を削ってでも、何よりも優先させなければならぬのではないのでしょうか。

国民にとって「最後のセーフティネット」が、予算がないとか政府人員がないという理由で、「水際作戦」という申請の足切りがなされていたとすれば、近代国家としてその政府はもはや誇れる存在ではないでしょう。

自国民も救えないで、外国のギャンブル金融経済崩壊の後始末のために、大事な税金や借金でしかない赤字国債で作った資金を供与するのもナンセンスです。国家の富は何よりも自国民に投資されるべきでしょう。

07

ハリー・ポッターも生活保護から生まれた!

えっあの人も!? 生活保護から大きく飛躍した成功者たち

「ハリー・ポッター」の作者

実際、生活保護を利用して、成功をおさめた有名人はたくさんいます。

例えば、世界的大ベストセラーになり、映画も大ヒットした「ハリー・ポッター」シリーズの作者JKローリングさんも、生活保護受給者でした。

少女時代から書くことが大好きだった彼女は、大学卒業後英語教師となり、母国イギリスからポルトガルに渡って結婚、そして三年で離婚。幼い子どもを抱え、妹のいるエンジンバラに戻ってきた彼女は、生活保護を受けながらカフェの片隅で「ハリー・ポッターと賢者の石」を執筆しました。

現在の彼女はエリザベス女王をものぐ資産家となっており、まさに生活保護を踏み台に大きく飛躍した好例です。



ケンタッキーおじさん

「ケンタッキーフライドチキン」の店頭のマネキン人形として、日本でもおなじみのカーネルサンダース氏も、生活保護を踏み台に大成功した人です。

サンダース氏は六六歳の時に事業に失敗し、生活保護で生活せざるをえなくなりました。しかし、それだけではやっていけないと奮起し、独自のフライドチキン製法の売り込みを始めたといいます。レストランを回って、フライドチキンの作り方を教え、売れたら一ピースにつき五セントもらうという、世界初のフランチャイズビジネスでした。その斬新なアイディアは、最初はなかなか理解されず苦難の連続でしたが、彼は不屈の精神で根気強く営業を続け、大成をおさめました。彼が営業のために走破した距離は四〇万キロ。世界を十周する距離だったといいます。

寺山修司

日本では、若き日の寺山修司氏も病に倒れ、生活保護を受けて入院していました。しかし、その生活苦とは裏腹に、「青春短歌」と呼ばれたほど力強い短歌を生み、天才詩人として注目され、その後日本の歌壇・演劇界に重要な足跡を残したのはご存知の通りです。

また、ここで実名は出しませんが、現在日本で活躍している政治家、財界人、芸能人や芸術家、スポーツ選手の中にも、幼少期や不遇時代に生活保護を受けたという人はたくさんいます。

誰にでも、自力では抜けだせない困窮に陥る可能性があります。そのような時に国民を受け止めるためのセーフティネット＝生活保護なのです。生活保護を止まり木に、大きく羽ばたき成功することも可能なのです。

08

「入るのも出すのも難しい」日本型の福祉への対策

都営住宅と公立保育園にみる、日本の福祉政策を「利用できる人・できない人」

一般に日本の福祉施策は、「入る（利用者になる）のも、出す（やめさせる）のも難しい」ものが多いのです。そのため、利用したい人すべてが利用できるわけではなく、国民に不公平感が募っています。代表的な例を、生活保護受給者も利用することの多い「公営住宅」と「公立保育園」でみてみましょう。福祉を受けるためにも「傾向と対策」が必要なのです。

公営住宅（都営住宅）

公営住宅とは、公営住宅法に基づき、自治体が住宅に困窮する低額所得者に、低廉な家賃で賃貸する住宅です。

「都営住宅」は年に数回、入居希望者の募集と抽選が行われます。不況を反映して、家賃の安い都営住宅には応募が殺到しています。平均倍率でも約数十倍。人気の高い地域になると、数百倍から千倍以上といった宝くじのような倍率になり、当選するのは至難の技です。入居資格（主に収入基準）も厳しく、運良く当選したとしても、所得が決められた基準から少しでもオーバーしている、入居審査ではねられてしまいます。

なぜこんな高倍率になるかというと、次のような理由があります。

- 1 いったん入居したら、世帯収入が基準の枠からオーバーしても、強制退去はほとんど行われないかつては使用の継承が認められており、親から同居の子や孫に名義を譲れるため、中には二代、三代にわたって使用し続ける世帯もあり、空家が出にくい。
- 2 東京都は、財政難から都営住宅の新たな建設を停止し、既存の住宅のリフォームや建て替えを住宅福祉政策の中心にしながら、その全体規模を縮小する方針を打ちだしている。しかし、この狭い入り口にスルリと入る人もいます。例えば「ポイント制」での入居者です。これは、一般とは別に「特に住宅困窮度の高い世帯」の困窮度をポイントに直し、ポイントが高い人から家庭訪問などの審査を経て、無抽選で入居できるというものです。ひとり親家庭や障害者、高齢者、生活保護受給者、低所得などのハンディのある世帯がこのポイント制に応募できます（一般の応募であっても、ハンディのある家庭は抽選倍率が五〜七倍程度優遇されます）。

公立保育園

次に、公立保育園の場合を見てみましょう。

公立保育園とは、「保護者が働いていたり、病気などの理由で家庭で保育できないとき、児童を預かって保育してくれるところ」です。保育料は所得に応じて変わりますが、私立に比べ廉価な利用料になっています。

現在、公立保育園は定員が少ない中に待機児童が大勢いて、子どもが入園できないために

働きたくても働けず、困っているお母さんがたくさんいます。この保育園の問題は、少子化の原因の一つとも言われています。

公立保育園の入園審査は、区役所の担当の課が行います。仕事のため保育園に預けたい場合には、家庭の状況（母子家庭などは優先）やお母さんの就労状態によって、優先度の高い人から入園できるようになっています。先着順ではないので、いくら待機していても、後から来た子どもが先に入園するということもあります。

家庭の状況が同程度だとしたら、母親の就労状態による優先度は大体このような順位です。

- 1 現在フルタイムで外で働いている
- 2 復職や就職が決まっており、フルタイムで外で働く
- 3 自宅内自営(SOHOなど)で働いている
- 4 求職中

これは一見当然なようですが、よく考えると矛盾があると思いませんか？ 普通に勤めていれば、子ども連れで働くことは難しいでしょう。1の「現在フルタイムで外で働いているお母さん」は、いままで子どもをどこで保育していたのでしょうか。

高い料金を払って、託児所やベビシッターを利用して働いていた人もいます。

しかし、この「フルタイム外で」という最優先カテゴリーの中には、「親族が経営している会社」に籍を置いている「実家の親が日中子どもを預かってくれる」「知人の会社の名前を借りて、入園できたら就職活動する」というような、比較的恵まれた人たちも含まれているのではない

かと推察されます。

一方、一番順位の低い4の「求職中のお母さん」は、どうでしょう。預かってくれるところのない幼子を抱えていては、まず就職活動自体が難しいでしょうし、面接した会社からは「先に保育園を決める」と言われ、保育園からは「先に就職を」と言われ、待機していても順番はどんどん抜かされ、結局働くのをあきらめて幼稚園にいれるというケースも多いのです。

このように非常に「入りにくい」保育園ですが、これもいったん入ってしまったら、強制的な退園はまずありません。規定では「保護者が働かなくなったり、長期治療を要する病気等で、子どもが長期間通園できなくなった場合は、退園」と定められていますが、仕事をやめても「内職してます」「求職中です」と言われれば、より緊急を要する人が待っています、すでに入園している子どもを強制的には「出しにくい」のです。ちなみに、同じ「求職中」でも「生活保護をうけて求職中」のお母さんの子どもであれば、保育の必要性と緊急性が高いと判断され、最優先で入園できます。この場合も、入園中に保護から自立しても、仕事がなかなか見つからないことも、まず退園させられることはありません。

このような「入りにくく出にくい」福祉のあり方に問題がないとはけして言えませんが、「都営住宅」や「公立保育園」のような公的な機関の利用者を公平に選考するためには、「規定の条件」をパスした人だけを通し、条件にあわない人はハネるしかないのです。

入れられる人数が限られている、狭い入り口があるとしています。

- 1 身体が入り口にあつていて、無理せずとも入れる人
- 2 身体を屈めたり曲げたりして、なんとか入り口に身体をあわせて入る人
- 3 「あなたは大きいから無理です」と言われ諦める人

この三種類の人たちのうち、福祉の恩恵が受けられるのは、中に入れた1と2に該当する人だけなのです。

ちなみに、本書のメインテーマである「生活保護」も、**入る(適用)のが難しく、出す(廃止)のも難しい福祉施策の一つです**。しかも、自営業や副業のように、明確な就業評価や「生活費の算定」すらできないワーク形態の場合、担当者の一存で受給が決められているケースもあるのです。

どうしても中に入りたい、狭い入り口を目の前にしたとき、あなたならどうしますか？